



第2回

弁護士による憲法連続市民講座 2016

監視国家への道

- 1 前田誓也弁護士 不十分な取調べの可視化, それに関連する通信傍受(盗聴)範囲拡大・司法取引の新設について
- 2 齋藤 哲弁護士 共謀罪制定の動きについて
- 3 草場裕之弁護士 刑事司法と憲法
～『戦争と刑法』(内田博文)に関連して～

現在, 刑事訴訟法改正案が衆議院を通過し, 今回の通常国会において, 参議院で審議されようとしております。

長年にわたり日弁連や仙台弁護士会が求めてきた取調べの可視化はごく一部についてしか認められなかった反面, プライバシー権を害する通信傍受(盗聴)範囲拡大や, えん罪を誘発する司法取引の新設等が盛り込まれています。

また, 犯罪実行の危険が生じていなくても処罰することを可能とする共謀罪を制定しようとする動きがあります。これも思想犯を処罰することに等しくなる可能性があり, 憲法の保障する思想・良心の自由, 表現の自由を害するものです。

私達は治安を守る必要を否定するものではありませんが, 権力による人権侵害や言論統制を易々と許す世の中であってはいけないと考えています。治安維持の美名のもとに人権侵害を行うことも是とする風潮は戦前の治安維持法の思想に相似していないでしょうか。時代が変わっても, 私達は知らず知らず戦前の日本が来たのと同じ道を辿ってしまっているのではないのでしょうか。

刑事司法改革及び共謀罪の問題点を, 現行憲法の問題点とも関連させつつ, 3名の講師が解説します。

日 時: 2016年2月24日(水)

18時開会(17時30分開場)

場 所: 仙台弁護士会館 4階大会議室

参加費: 無 料(事前申込不要)



主 催 仙 台 弁 護 士 会

お問合わせ TEL 022-223-1001 仙台市青葉区一番町2丁目9-18